

●医療 ●制度利用●療養生活●就労

相談室の利用方法

相談方法:電話相談(1回20分程度)

対面相談(1回30分程度)

相談員:医療ソーシャルワーカー

看護師

相談日時:9時~12時、13時~16時30分

(土・日・祝祭日・年末・年始除く)

予約優先•相談無料

L 078 – 382 – 6600

神戸大学医学部附属病院 総合相談窓口 神戸市難病相談支援センター

外来診療棟1階 正面玄関入ってすぐの 左手側です

難病の定義

- □ 発病の機構が明らかでなく
- □ 治療方法が確立していない
- □ 希少な疾病であって
- □ 長期の療養を必要とするもの

指定難病(医療費助成の対象)

- ◎難病のうち、以下の要件をすべて満たすもの
- ✓ 患者数が本邦において一定の人数(人口の0.1% 程度 に達しないこと
- ✓ 客観的な診断基準(又はそれに準ずるものが確立していること



就労相談

ハローワークの難病患者就職 サポーターが就労の悩み・疑問 にお答えします

予約制となっております。 詳しくはお問い合わせください。







医療相談

神戸大学医学部附属病院 の専門医師が個別の相談に 応じます